

第9期中間決算公告

東京都千代田区神田司町 2-7 日本振興ビル
 日本振興銀行株式会社
 金融整理管財人 預金保険機構
 職務執行者 理事長 田邊 昌徳

中間貸借対照表（平成 22 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 預 け 金	204,864	預 金	538,792
コ ー ル ロ ー ン	—	譲 渡 性 預 金	—
買 現 先 勘 定	—	コ ー ル マ ネ ー	—
債券貸借取引支払保証金	—	売 現 先 勘 定	—
買 入 手 形	—	債券貸借取引受入担保金	—
買 入 金 銭 債 権	—	売 渡 手 形	—
商 品 有 価 証 券	—	コマーシャル・ペーパー	—
金 銭 の 信 託	—	借 用 金	99,350
有 価 証 券	41,828	外 国 為 替	—
貸 出 金	432,685	短 期 社 債	—
外 国 為 替	—	社 債	—
そ の 他 資 産	3,768	新 株 予 約 権 付 社 債	—
有 形 固 定 資 産	6,807	そ の 他 の 負 債	19,367
無 形 固 定 資 産	359	賞 与 引 当 金	—
繰 延 税 金 資 産	—	退 職 給 付 引 当 金	—
再評価に係る繰延税金資産	—	そ の 他 の 引 当 金	25,700
支 払 承 諾 見 返	53	特 別 法 上 の 引 当 金	—
貸 倒 引 当 金	△196,977	繰 延 税 金 負 債	129
		再評価に係る繰延税金負債	—
		負 の の れ ん	—
		支 払 承 諾	53
		負債の部合計	683,393
		（純資産の部）	
		資 本 金	18,272
		新 株 式 申 込 証 拠 金	—
		資 本 剰 余 金	15,792
		資 本 準 備 金	15,792

決算公告（写）

		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	△222,158
		利益準備金	—
		その他利益剰余金	△222,158
		繰越利益剰余金	△222,158
		自己株式	—
		自己株式申込証拠金	—
		株主資本合計	△188,093
		その他有価証券評価差額金	△1,910
		繰延ヘッジ損益	—
		土地再評価差額金	—
		評価・換算差額等合計	△1,910
		新株予約権	—
		純資産の部合計	△190,004
資産の部合計	493,388	負債及び純資産の部合計	493,388

決算公告（写）

中間損益計算書

平成 22 年 4 月 1 日から

平成 22 年 9 月 30 日まで

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	17,193
資 金 運 用 収 益	12,095
貸 出 金 利 息	11,107
有 価 証 券 利 息 配 当 金	964
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	—
預 け 金 利 息	23
そ の 他 の 受 入 利 息	—
役 務 取 引 等 収 益	1,871
そ の 他 業 務 収 益	3,160
そ の 他 経 常 収 益	66
経 常 費 用	198,379
資 金 調 達 費 用	3,350
預 金 利 息	3,221
コ ー ル マ ネ ー 利 息	10
借 用 金 利 息	117
役 務 取 引 等 費 用	59
そ の 他 業 務 費 用	—
営 業 経 費	10,213
そ の 他 経 常 費 用	184,756
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	184,729
そ の 他 の 経 常 費 用	27
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失	△181,186
特 別 利 益	—
特 別 損 失	29,801
固 定 資 産 処 分 損	26
減 損 損 失	2,633
そ の 他 の 特 別 損 失	27,141
税 引 前 中 間 純 利 益 又 は 税 引 前 中 間 純 損 失	△210,988
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,133
法 人 税 等 調 整 額	3,545
法 人 税 等 合 計	4,678
中 間 純 利 益 又 は 中 間 純 損 失	△215,667

個別注記表

平成 22 年 4 月 1 日から
平成 22 年 9 月 30 日まで

重要な会計方針

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 継続企業の前提に関する事項

当行は、平成 22 年 9 月 10 日、金融庁に対し預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁は当行に対し、同法第 74 条第 1 項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、同法第 77 条に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行並びに財産の管理・処分を行っていくことになりました。

また、当行は、平成 22 年 9 月 10 日、東京地方裁判所に対して民事再生手続開始申立てを行い、平成 22 年 9 月 13 日、民事再生手続開始決定を受け、現在民事再生手続の過程にあります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在していません。

今後の再生手続につきましては、弁済額の最大化と預金者保護を図る観点から、金融整理管財人が当行の資産を改めて精査・評価したうえで、これを問題のない資産（以下「適資産」といいます）とそうでない資産に切り分け、適資産と預金保険で保護される預金を株式会社第二日本承継銀行に事業譲渡する予定となっております（平成 23 年 5 月を目的）。適資産でない資産は、入札になじむものは入札により、入札になじまないものは預金保険機構の子会社である整理回収機構に、それぞれ適切な価格で売却する予定です。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在することによる影響を中間財務諸表には反映していません。また、中間財務諸表では、現在作業中の金融整理管財人による資産精査結果により、貸出資産等の評価額が変動する可能性を織込んでおりませんし、SFCG等からの譲受債権に係る過払い及び二重譲渡に関して不当利得返還債務が生じる可能性等について十分に考慮されていない可能性があります。このため、当中間期末の貸借対照表における資産、及び負債の計上額は、今後策定される民事再生計画に基づく弁済率の算定根拠となる資産及び負債額と異なる可能性があります。

3. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法によ

り算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～46年

器具備品：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金はあらかじめ定めている償却引当基準に則り次の通り計上しております。

- ① 破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者、例えば破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者)及び実質破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額を引き当てております。
- ② 破綻懸念先(現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額のうち必要と認める額を引き当てております。
- ③ 上記以外の債権(正常先、要注意先)については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

(2) その他の引当金

① 債務保証引当金

決算公告（写）

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財務状態の実情を勘案し、必要額を見積り貸倒引当金に含めて計上しております。

② 事業再構築引当金

事業再構築引当金は、再生計画による事業構造改革に伴い発生する損失に備え、店舗撤退損等将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

訴訟損失引当金は、株式会社 S F C G からの買取債権において、信託銀行団からの通知に基づき二重譲渡となっていると見込まれる債権について、将来発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

④ 利息返還請求引当金

利息返還請求引当金の計上は、買取債権のについて将来の利息返還請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は等中間期の費用に計上しております。

8. 会計方針の変更

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これが経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式（及び出資）総額（親会社株式を除く）

該当ありません。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,134 百万円、延滞債権額は 257,110 百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている債権であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上債権であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

決算公告（写）

3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は、該当ありません。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は、該当ありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 258,244 百万円であります。
なお、上記2から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 担保に供している資産
預け金 68百万円
担保資産に対応する債務
支払承諾 53百万円
7. 担保等として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたものの時価額は 11百万円
であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 52,834百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）はありません。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 411百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金 7,050 百万円が含まれております。

決算公告（写）

11. 1株当たりの純資産額 △912,018 円 44 銭

1株当たりの純資産額は、次の数式により算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{貸借対照表の純資産の部の合計額} - \text{控除する金額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

12. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権
該当ありません。

13. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務
該当ありません。

14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外
ファイナンス・リース契約により使用しております。

15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の
規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た
額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金（又は資本準備金）の計
上額はありません。

（中間損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

該当ありません。

関係会社との取引による費用

該当ありません。

2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 184,729 百万円を含んでおります。

3. 1株当たり当期純損失金額 28,709 円 44 銭

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

現在、金融整理管財人である預金保険機構が当行を代表して財産の管理・処分を行

っておりますが、保有する金融商品につきましても、同機構の監督下で管理・処分に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の中小企業及び個人事業主に対する貸付金であり、取引先の経営状況や財務状況の悪化などにより、貸出金などの元本や利息が回収不能となり、当行が損失を被る信用リスクを負っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に国債、株式、債券（流動性に乏しい期間30年の非上場外国債券19億円を含む）であり、満期保有目的、純投資目的、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、外国債券については為替リスクに晒されております。

負債の太宗を占める定期預金は、通常、満期時の解約流出に由来する流動性リスクを伴いますが、現在、当行は預金払戻し資金の全てを預金保険機構から借入れることができるため、流動性リスクを負っておりません。なお、預金保険機構からの調達利率は、預金保険機構の市場調達金利にスライドして上下するため、市場金利の上昇に伴う金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、預金保険機構の管理の下、善意かつ健全な債務者への与信を継続する一方で、その他の債務者からの回収に努めております。

② 金利リスクの管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響等を指しますが、当行は、現在、預金保険機構からの預金払戻し資金の借入れ以外の資金調達を行っておらず、一方で有価証券を含む新たな投資商品の保有は行っておりません。また、融資につきましても、善意かつ健全な債務者への必要最小限の融資を行う以外は回収に専念しているため、結果的に過大な金利リスクを負うこととはなっていないと認識しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、預金払い戻しに必要な資金の全てを預金保険機構から借入れることができるため、流動性リスクを負っておりません。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	204,864	204,864	△0
(2) 有価証券	37,002	36,688	314
満期保有目的の債券	1,900	1,903	△3
其他有価証券	35,102	34,784	318
(3) 貸出金	235,707	237,282	△1,574
貸出金	432,685	432,833	△1,574
貸倒引当金(*1)	△196,977	△195,551	—
資産計	477,574	478,835	△1,260
(1) 預金	538,792	577,210	△38,418
(2) 借入金	99,350	99,350	—
負債計	638,142	676,560	△38,418

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算出方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。変動金利によるものは、該当ございません。なお、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価格を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来の

決算公告（写）

キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間貸借対照表計上額（百万円）
① 事業債	4,601
② 非上場株式	11
③ 組合出資金	211
合 計	4,825

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年9月30日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国債券	1,900	1,903	3
	小計	1,900	1,903	3
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国債券	—	—	—

	小計	—	—	—
	合計	1,900	1,903	3

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）
該当ありません。

4. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	株式	511	162	349
	債券	34,000	33,999	0
	国債	34,000	33,999	0
	外国債券	—	—	—
	小計	34,511	34,161	349
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	株式	591	622	△31
	債券	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	591	622	△31
合計		35,102	34,784	318

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
① 事業債	4,601
② 非上場株式	11
③ 組合出資金	211
合 計	4,825

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、1,442百万円（うち、株式653百万円、その他の証券788百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

決算公告（写）

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準で推移している銘柄
（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金繰入限度超過額		80,150 百万円
有価証券評価差額金		853
前受手数料		657
未収利息過少計上		343
その他		209
繰延税金資産 小計		82,214
評価性引当額		△82,214
繰延税金資産 合計		—
繰延税金負債		
有価証券評価差額金		129
繰延税金負債 合計		129
繰延税金資産の純額		— 百万円

（ストック・オプション関係）

当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
職務執行の対価として交付した新株予約権等につきましては、該当ありません。
2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回	第2回	第3回
発行決議の日	平成17年 7月 5日	平成17年 9月26日	平成17年11月 8日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社執行役 7名 当社従業員 112名	当社従業員 7名	当社従業員 4名
ストック・オプション数	6,095	70	30
付与日	平成17年 7月 5日	平成17年10月 3日	平成17年11月 9日
権利行使期間	平成19年 7月 1日 ～平成27年 6月26日	平成19年10月 4日 ～平成27年 6月26日	平成19年11月10日 ～平成27年 6月26日

決算公告（写）

	第4回	第5回
発行決議の日	平成17年12月 6日	平成17年12月26日
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 10名
ストック・オプション数	70	95
付与日	平成17年12月 7日	平成18年 1月10日
権利行使期間	平成19年12月 8日 ～平成27年 6月26日	平成20年 1月11日 ～平成27年 6月26日